

# 第七章 大正時代

## 第一節 議会

### 一 議会の沿革

明治十三年四月、区町村会法が公布され、各区町村に町村会の設置が強制され、区・町・村の公共に関する事件およびその経費の支出・徴収方法を議定することになり、戸長が議会を召集し、議案を発し議長となり、その評決を施行することになった。町村会の議員は二十五歳以上の者で地租を納入している二十歳以上の男子の選挙によって選出される。

いつから本町に町村会が設置されたか明らかでないが、大島郡の市制町村制施行が明治二十二年四月であることや、操坦勁先生の沖永良部島沿革誌に「明治三十七年石橋を架換ふ。監督世話人伊集院宜志政、村会議員橋口盛次外三名」「明治四十一年四月一日島嶼町村制施行

せらる。……両村共に村会議員十八名なりしも各十名とす。」などの記録から明治二十二年の市制町村制に基づく町村会が、明治三十七年以前から設置されていたものと考えられる。(明治二十一年の和泊方人口は八千八百三十人である。当時の議員法定数は人口五千ないし一万未満は十八人と定めていた。)

区町村会法はその後二回改正され、明治二十二年施行された市制町村制によると、市町村は法律上一個人と同じく権利義務を有し、公共事務は官の監督(郡区長)と

県知事(内務大臣)を受け自ら処理するものとした。市町村内の居住者を住民と公民に分け、公民だけが市町村政に参加する権利を有し、同時に法律の規定に基づいて公務に参加する義務がある。住民はこの法律に従って公共の営造物ならびに市町村有財産を共有する権利を有すると同時に市町村の負担を分任する義務がある。

公民は選挙権を有し、市町村の名譽職(無給)に選挙される権利を有する。とされている。

わが和泊町の議会に関する資料は議員名簿が大正五年から、会議録が昭和十八年から、議決書が昭和三十一年から、公文書が昭和三十二年から議会事務局に保存され

ており、それらを基に大正・昭和時代の議員名簿、議会運営の変遷について略述する。

### 二 大正時代の議会

市制町村制はその後四回改正され、島嶼町村制が施行された明治四十四年当時の町村会(議会)の概要は次のとおり定めている。

- 1 市町村会議員の選挙は納税額(市町村税又は直接国税)による階級別選挙を行うこととし、町村は一級二級に分け各級ごとに定数の半数を選挙する。
- 2 議員の任期は四年とし全部改選とする。(従来は任期六年の三年ごとに各級半数を改選)
- 3 選挙権被選挙権は、一戸を構えて独立の生計を営む二十五歳以上の公民男子で二年の住所要件及び市町村税又は年額二円以上の直接国税の納税要件を満たした者とし、町村会議員は全て名譽職とする。
- 4 議会の招集は市町村長又は三分の一以上の議員の要求によるものとし開会閉会及び議長は市町村長とする。

- 5 市町村長・助役の選挙、収入役の選任、及び予算条例の制定・改廃、地方税の賦課、地方債の起債、その他重要な行政事項の議決を行い、その執行は監督庁の許可を要する。
- 6 市町村会は選任の書記に議事録を作成させ、議決選挙の顛末ならびに出席議員の氏名を記録させ朗読して議長及び議員二名以上が署名する。

#### ※ 議員名簿

大正五年五月〜九年六月 定数十人

山口喜寿(油) 中村源良(手) 伊地知季道(膏) 永吉喜志信(唾)

時田栄利(圓) 山田十助(楸) 栄 池目(玉) 皆吉恵三(樹)

平島 弘(後) 中村窪実(瀨)

大正九年七月〜十三年六月 定数二十四人

土持綱義(油) 陽 清保(油) 東 忠人(和) 川辺実悦(手)

重信饒丕(手) 伊地知季道(膏) 福山清明(膏) 永吉喜志信(唾)

中村中吉(唾) 時田栄利(圓) 今井吉利(圓) 東 信愛(西)

文山中吉(楸) 玉里津島(玉) 玉野島元(玉) 栄 清一(玉)

平山新安(犬) 中屋納保(樹) 重村中保(虫) 豊山鳳生(肉)

上間植平(谷) 野村納吉(氷) 瀬川前吉(瀨)

(注) 一級・二級別選挙が大正十年まで実施されたが、定数全員について区分できる資料が得られなかった。

大正十三年六月〜昭和三年六月 定数二十三人

土持綱義(油) 木尾為傑(油) 市来政興(油) 東 忠人(和)  
中村源良(手) 重信饒丕(手) 和田清秀(喜) 出山中宜志(出)  
中村中吉(唾) 時田栄利(国) 今井吉利(国) 西村米保(国)  
東 信愛(西) 松田池廣(椒) 栄 池目(玉) 玉里窪島(玉)  
伊集院宜志政(大) 美野入間(省) 重村窪保(古) 宗 善廣(内)  
平 島弘(俊) 撰 長保(谷) 中野宮順(永)

(注) 選挙権について公民の要件として独立の生計を営み、二年以来税を納めることの二要件を撤廃し、市町村公民はすべて選挙権を有する普通選挙制になった。市町村長・助役・収入役の選任は知事の認可を廃し、町村会で決定することになった。